

議案第 1 1 2 号

茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、茨城租税債権管理機構規約（平成 1 3 年地指令第 4 号）を別紙のとおり変更するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 7 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）の施行により、森林環境税は令和 6 年度から、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて 1 人年額 1, 0 0 0 円を市町村が賦課徴収することとなったことに伴い、茨城租税債権管理機構規約を変更するため。

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。